

東温市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和4年10月21日

東温市監査委員 竹 村 俊 一  
同 山 内 孝 二

# 令和4年度定期監査（施設）結果報告書

## 1 監査の対象施設等

実施日	対象施設	実施場所
8月23日（火）	川上幼稚園	各施設
	川上小学校	
	川内中学校	
	上林小学校	
8月29日（月）	よしいのこども館	各施設
	南吉井保育所	
	南吉井第二保育所	
	拝志保育所	
	拝志小学校	

## 2 監査の方法

施設の運営及び管理状況（課題等）、現金等の管理状況、備品及び郵券等の管理状況等について、提出書類に基づき、各施設で監査を行った。

## 3 監査の結果

### (1) 施設の運営及び管理状況（課題等）について

各施設とも、適正に運営及び管理をされていた。

### (2) 現金等の管理状況について

各施設とも、適正に管理をされていた。

### (3) 備品及び郵券等の管理状況について

各施設ごとに備品の抽出調査をしたところ、適正に管理をされていた。

#### (4) その他

- ア 一部の施設については、老朽化に伴い修繕が必要となる箇所が散見された。
- イ 保育所・幼稚園については、職員の確保に苦慮しているとの意見があった。